

**第263回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果**

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第3条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○評価（案）について

- (1) 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。
- ・ 警察庁／警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務
 - ・ 総務省／自治大学校施設の管理・運営等業務
 - ・ 法務省／法務省浦安総合センターの管理・運営業務
 - ・ (独)労働政策研究・研修機構／労働大学校運営等業務
 - ・ 原子力規制委員会原子力規制庁／原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務
- (2) 引き続き民間競争入札を実施するとされた事業
- ・ 警察庁／警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務
 - ・ 警察庁／警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務
 - ・ 国立研究開発法人理化学研究所／実験動物飼育管理業務
- (3) 令和6年以降に本事業が実施されないため、市場化テストを終了する事業
- ・ 消費者庁／消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務

以上